

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです

## 令和6年度主任介護支援専門員研修 開催要項

### 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的として開催します。

### 2 実施主体 島根県

### 3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

### 4 受講対象

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員。具体的には、次の（1）から（4）の要件をすべて満たす者。

- （1）介護支援専門員証の有効期間満了日が令和6年8月16日（以下「研修開始日」という。）以後の日である者であつて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者（※1）
- （2）介護支援専門員証更新のために、介護支援専門員専門研修兼更新研修（実務経験者）を修了した者
- （3）次の①から④までのいずれかの要件を満たす者
  - ①研修開始日時点で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（※2）
  - ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであつて、研修開始日時点で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（※2）
  - ③介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
  - ④専任、兼任に関わらず、研修開始日時点で介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上の者で、かつ、介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者として島根県知事が適当と認める者（次のア又はイに該当する者）
    - ア 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（※3）
    - イ 現に地域包括支援センターに勤務し、又は新たに地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置が予定されている者で、市町村長の推薦があつた者
- （4）本研修終了後に、島根県から主任介護支援専門員の情報を必要とする研修実施団体等（市町村、保険者、社会福祉協議会、介護支援専門員協会など）に対し、修了者の氏名・所属（名称及び電話番号）を提供することについて承諾する者

※1 受講申込にあつて事例書類一式を提出していただきます。提出された事例概要および居宅サービス計画等は実施機関において利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できているかどうかを確認します。

※2 「専任」とは常勤専従を指します。なお、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。

※3 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修（介護支援専門員実務研修、専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、再研修、更新研修）のことをいいます。

## 5 期日・開催場所・定員

		期 日	会 場	定員
出 雲	I 期	8月16日(金)～17日(土)	朱鷺会館 大ホール (出雲市西新町二丁目 2456-4)	120名
	II 期	8月26日(月)～27日(火)		
	III 期	10月9日(水)～10日(木)		
	IV 期	11月6日(水)～7日(木)		
	V 期	11月20日(水)～21日(木)		
	VI 期	12月11日(水)～12日(木)		

※日程の詳細はホームページに掲載します。

## 7 申込について

### (1) 申し込み方法

**「研修受講サポートシステム」により申込を受け付けます。**

※『研修受講サポートシステム』という専用の申込フォームから、「令和6年度主任介護支援専門員研修」を選び、受講者登録をして申込みをして頂きます。

※申込期間中に（島根県福祉人材センターホームページ）<https://www.shimane-fjc.com/> にアクセスし、『研修受講サポートシステム』の案内、流れにしたがって申し込んでください。（詳しくは別紙マニュアル参照）

**※フォーム内で下記の必要書類を添付してください。**

※研修受講サポートシステムでの申し込みができない場合は、「様式1：申込書」と必要書類を本センターまでお送りください（郵送または持参）

### (2) 申し込み期間：令和6年5月1日（水）～6月28日（金）17：00まで

### (3) 必要書類等

#### ①様式2「介護支援専門員実務経験（見込）証明書」

（研修受講サポートシステムから申し込みの方、または本証明書が複数必要な方）

#### ②介護支援専門員証の写し

#### ③介護支援専門員専門研修兼更新研修（専門研修課程Ⅰ）（専門研修課程Ⅱ）の修了証書写し

#### ⑤ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書写し又は認定ケアマネジャー資格証明書写し【4受講対象(3)②に該当する者のみ】

#### ⑥職員の配置証明書（様式3）【4受講対象(3)③に該当する者のみ】

#### ⑦講師等実績申告書（様式4）【4受講対象(3)④アに該当する者のみ】

#### ⑧受講推薦書（様式5）【4受講対象(3)④イに該当する者のみ】

#### ⑨戸籍抄本等や公的証明書の写し【申込書と上記添付書類の氏名が異なる場合のみ】

#### ⑩事例一式

### (4) 事例の提出について（利用者の同意、個人を特定できない加工など、個人情報の取扱いにご注意ください）

**申込とあわせて下記のとおり事例の提出をお願いします。提出された事例は研修中に使用します。**

・内容：事例一式 ※別紙「事例提出（スーパービジョン／事例研究）のお願い」を参照ください。

#### A 事例提出様式

#### B 第1表 居宅サービス計画書（1）又は 施設サービス計画書（1）

#### C 第2表 居宅サービス計画書（2）又は 施設サービス計画書（2）

#### D 第3表 週間サービス計画表 又は 第4表（日課計画表）

※B～Dについて、介護予防のケースのみを担当されている方は「介護予防サービス・支援計画票」等

#### E アセスメントシート（様式任意）

#### F 課題整理総括表

#### G 評価表

・提出方法：申込期間中にA～Gを郵送（または持参・e-mail）で本センターへお送りください。

## 8 受講決定・受講料等

- (1) 提出された書類および事例により受講が妥当か否かの審査をし、受講の可否についてご連絡いたします。(令和5年7月中旬頃発送予定) なお、定員を超えた場合は受講者数を調整することがあります。
- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください) また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

※受講料：20,000円(消費税非課税)

※「4訂介護支援専門員研修テキスト(主任介護支援専門員研修)」：4,400円(消費税課税)

(一般社団法人日本介護支援専門員協会)

- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合は、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。(テキスト代は返金できません。また返金にかかる振込手数料は受講者負担となります)

## 9 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、翌年度に限り代替受講を認めることがあります。(証明書等の提出が必要です)
- (3) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証明書の即日発行はできません。修了日は研修終了日となります。
- (4) 申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

## 10 その他

- (1) 主任介護支援専門員研修を修了しても介護支援専門員証の更新はできません。
- (2) 昼食の斡旋はありませんので、各自でご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。
- (7) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

## 11 問い合わせ等

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-6522

《日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(福祉人材センター) 三神・昌子

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

E-Mail jinzai-kensyu@fukushi-shimane.or.jp ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。